

「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」 運営業務委託に係る企画提案実施要領

1 目的

- 写真展の開催を通じて、能登地域の現状や震災からの復興、被災された方の生活の現状や心情を伝え、能登への応援の機運を風化させないようにする。
- 復興に向け、今後復活していく生業、祭り等の文化を発信し、将来的な誘客につなげる。

2 委託業務の概要

- 業務名称：「令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）」運営業務
- 業務内容：別添「『令和6年能登半島地震復興応援写真展（仮称）』運営業務企画提案公募仕様書」のとおり
- 委託期間：契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- 委託予定金額：9,500千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和6年9月3日（火）
企画提案参加の申し込み受付期限及び提出資料等に関する質問受付期限	9月10日（火）12時まで
質問に対する回答	9月11日（水）頃
企画提案書提出期限	9月27日（金）17時まで
審査結果の通知	10月上旬
委託契約の締結	10月上旬

4 参加資格

企画提案に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 本企画提案実施に係る告示開始日において、石川県競争入札参加資格の停止期間中ではないものであること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 本企画提案実施に係る告示開始日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。

(6) 当観光連盟の会員である者。

5 企画提案書の提出方法等

仕様書案を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の内容

a 全業務共通

- ・全体コンセプト
- ・企画概要
- ・組織図等実施体制表、必要人員や配置の計画、関係機関・関係者等の連携・協力について、体制や手法等を記載

b 実施経費

※留意事項

- ・本業務の目的を踏まえた提案をすること。
- ・イベントイメージの写真を示すなど、企画内容の具体的なイメージがつくような提案をすること。
- ・会場の使用条件等に合致した計画の提案とすること。

② 見積書（様式任意）〈1部〉

※留意事項

- ・宛先は「公益社団法人石川県観光連盟 理事長 庄田 正一」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価、数量が判断できる内容とする。）。
- ・見積金額の表示は税抜金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積金額が2（4）委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4横、左上1点ホチキス留めにて作成
- ・企画提案書を保護する透明カバーは不要
- ・見積書は企画提案書内に綴じ込むこと
- ・提出する企画提案書は、会社名の記載が無いものを4部、記載の有るものを1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を表記）提出

- (3) 参加の意思確認
別紙様式1を参考に令和6年9月10日(火)12時までに電子メールで行うこと
- (4) 質問の受付及び回答
①提出資料等に関する質問がある場合は、令和6年9月10日(火)12時までに、電子メール(文書)により提出し、件名は「業務委託企画提案質問」とすること
※電話等での質問は原則受け付けない。
②質問に関する回答については、上記(3)で、参加の意思を明らかにした事業者全員に対し、一括して電子メール(PDFファイル)で行う。
- (5) 企画提案書の提出期限
令和6年9月27日(金)17時(必着)
※期限までに提出がない場合は不参加とみなす。
- (6) 提出方法
以下のあて先に送付または持参すること。
※電子メールやFAXでの提出は受け付けない。
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
公益社団法人石川県観光連盟 プロモーション事業部
- (7) 留意事項
①一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。
②資料提出後の追加・訂正は認めない。
③提出された書類は、返却しないものとする。
④提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 企画提案書の審査について

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を選定する。なお、書類審査とし提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。

<審査基準>

- ① 業務の目的・内容の理解度
業務の趣旨・目的等を正しく理解した上での提案になっているか。
- ② 本事業の企画・運営
・本業務の趣旨・目的を正しく理解した上で、展示や販売を含む一連のイベントについて、県内外の会場ごとの実施期間や内容が提案された企画となっているか。
・写真の展示や販売等を工夫するなど、能登の現状や復興を発信し、能登への応援の機運を風化させない企画となっているか。
・集客につなげるための工夫が盛り込まれた内容となっているか。
・実施する内容や手法等が具体的で、実現性があるか。
- ③ 会場の設営・運営全般
・各会場の特性を踏まえ、設営や運営、搬入搬出、運営体制等は本業務を実施するにあたり、適切な計画となっているか。

④ 広報の実施

- ・集客につながる効果的なプロモーションとなっているか。
- ・メディアや SNS 等を効果的に活用し、情報発信を図る提案となっているか。

⑤ 運営体制・スケジュール

- ・本業務（提案内容）を実施できる人員が確保されているか。
- ・スケジュールについて、各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確であるか。
- ・同種又は類似業務（写真展関連の企画運営やイベント開催）の実績があるか。

(2) 審査内容について公表しない。

(3) 審査結果については、別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案にかかる失格要件について

次の事項に該当したものは、企画提案参加の資格を失う。

- (1) 本実施要領に定める条件や規定に従わないとき
- (2) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- (3) その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

8 委託契約の締結

- (1) 上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、（公社）石川県観光連盟と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (2) 契約締結の協議においては企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更または削除を求めることがある。

<連絡先> 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(公社)石川県観光連盟 プロモーション事業部

電話：076-201-8110 FAX：076-201-8280

電子メール：i-kankorenmei@pref.ishikawa.lg.jp